

オープンカウンター方式による見積依頼について

大分県警察本部警務部施設装備課管財係

- 随意契約を前提とした見積依頼です。
- 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税（10%）込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- 参加を希望される場合は、次の留意事項を熟読の上、後記2の連絡先にご連絡ください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2 見積書・仕様書の問い合わせ先及び提出先

〒870-8502 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県警察本部警務部施設装備課管財係

電話：097-536-2131（内線2295） メールアドレス：s61010@pref.oita.jp

※ 見積書は、持参・郵送・電子メールを問わず、締切日時必着とします（持参・郵送の場合は、封筒の表に「**オープンカウンター見積書**在中」と必ず朱書きしてください。

※ 見積書を電子メールにより提出する場合は、メールの件名に「**オープンカウンター見積書の提出**」と記載し、誤送信防止のため、受信確認の電話連絡をしてください。

3 見積書提出期限

令和7年3月28日（金）午後5時

4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者のみ連絡します。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 前記5において、同価の見積が二人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定により「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

オープンカウンター方式による見積依頼案件

場所		見積書提出期限
大分市大字福宗	大分県警察学校・機動隊及び機動隊寮の消防用設備点検等業務委託	令和7年3月28日午後5時

大分県警察学校・機動隊及び機動隊寮消防用設備点検等業務仕様書

この仕様書は、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とが締結した消防用設備点検等業務（以下「委託業務」という。）に関して、乙が履行しなければならない事項を定める。

1 委託業務の対象となる施設

- (1) 所在地 大分市大字福宗字鳴石2301番4
- (2) 施設名 大分県警察学校・機動隊及び機動隊寮
- (3) 点検設備 別表のとおり

2 委託業務内容

- (1) 委託業務は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き資格を有する者が行うこと。
- (2) 委託業務の対象となる施設ごとに、機器点検を年2回（6か月に1回）と総合点検を年1回実施するものとし、各施設の点検項目及び数量は、別表のとおりとする。
- (3) 消火器具（粉末消火器）の年1回実施する内部・機能点検は、各施設における蓄圧式消火器具にあっては製造年から5年を超えたもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部に異常が認められたものについて実施すること。また消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から5年を経過した蓄圧式の消火器については抜き取り方式により点検を行うこととし、点検本数等は別表中の「1 消火器 内部機能点検」のとおりとする。
抜き取り方式により点検した消火器の返納や代替品の補充は不要とする。
- (4) 非常電源（自家発電設備）の負荷運転は、消防庁告示（昭和50年第14号）に定められた基準に従い運転状況及び換気について点検を行うこととする。
- (5) 点検結果報告書は、点検結果の良・不良を問わず、消防庁告示（平成16年第9号）に定める報告書に、消防用設備の種類及び点検内容に応じて消防庁告示（昭和50年第14号）に定める点検票を添付して作成すること。
- (6) 総合点検を実施したときは、点検結果を消防法令所定の様式により作成し、所轄消防長又は消防署長に報告するものとする。
- (7) 点検にあたり、他の消防用設備の範囲と重複する場合は、当該消防用設備の点検実施者と連携を図り行うこと。
- (8) 土曜日、日曜日及び祝日の委託業務の実施は可とする。

3 用語の定義

- (1) 監督員
甲の監督員は、大分県警察学校の校長補佐（総務）（正）及び総務係長（副）とする。
- (2) 現場代理人
ア 本仕様書において、現場代理人とは、委託業務を総合的に把握し、委託業務に従事する者の監督を行うものとし、委託業務について高度な技術力及び判断力、並びに作業の指導等の総合的な技能を有する者をいう。
イ 乙は、事前に現場代理人を定め、甲及び監督員により通知すること。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。
ウ 現場代理人は、契約書に定めるもののほか次の業務を行うこと。
 - (ア) 委託業務を計画的に実施し、常に庁舎内外の環境維持に努めること。
 - (イ) 従業員の服装、規律及び風紀に責任を持ち、秩序ある職場保持に努めること。
 - (ウ) 委託業務の実施に当たり、火災、盗難及び人身事故を起こさないように留意し、常に業務の安全を確保すること。
 - (エ) 事故の発生又は異常を認めた場合は、適切な措置を行うとともに速やかに監督員

に報告すること。

(ウ) 監督員と連絡を密にし、疑義の生じた事項について協議・報告すること。

(3) 業務担当者

ア 本仕様書において、業務担当者（現場代理人を含む。）とは、現場代理人の監督の下、作業に従事する者をいう。法令等により作業を行うものの資格が定められている場合は、当該資格を有するものが当該作業等を行うこと。

イ 乙は、事前に業務担当者の氏名を記載した「業務担当者名簿」を作成し、有する資格を証明する書類を添付の上、甲に届け出ること。また、業務担当者を変更する場合も同様とする。

ウ 業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ監督員に報告し、了承を得ること。

4 緊急対応

(1) 乙は、契約後速やかに、故障時及び災害時において速やかに対応できる緊急連絡表を甲及び監督員に提出すること。

(2) 事故及び破損・故障箇所を確認した場合は、直ちに監督員に報告し、その指示を受けること。

(3) 乙は、委託業務の不具合について対応するものとし、故障及び事故等が発生した場合、2時間以内に現地に現場代理人を派遣し、現状把握、危険防止措置及び応急措置を行うこと。

5 報告書の提出

委託業務に関する書類は、甲の指示に基づき提出すること。

保守点検を実施した際は、点検実施月の翌々月末日までに甲及び監督員に結果報告書を各一部ずつ提出すること。

ただし、提出時期の変更及び報告書様式について、甲と事前に協議し承諾を得た場合はこの限りではない。

結果報告書以外に、必要と思われる作業記録等は適宜作成し提出すること。

6 関係法令等の遵守

乙は委託業務の実施に伴い、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれに基づく告示等については、これを遵守すること。

なお、乙は、法令等が改正された場合は遅滞なく当該業務の見直しを行い、甲に報告すること。

7 その他

(1) 委託業務の実施に当たっては、甲の執務に支障のないように行うこと。

(2) 委託業務の実施に当たっては、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図ること。

(3) 事故の発生又は異常を認めた場合は、適切な措置を行うとともに、速やかに監督員に報告すること。

(4) 委託業務の実施のため必要とする資材、機器等は乙の負担とする。

(5) 点検結果が不良の場合は、改修方法等についての見積書を作成し、速やかに監督員に提出すること。なお、見積書に係る一切の経費は乙の負担とする。

(6) 建物、設備及び本委託業務に必要な関係各官庁が行う検査等の際には立ち会うものとし、業務上又は運営上に必要な報告、届出、書類作成等の事務を行うこと。

(7) 本委託業務に関連した建物、設備等の改良・改修工事が行われるときは、必要に応じて立会い、機能上又は業務の運営上支障のないことの確認を行い、又は助言を行うこと。

別表

設備の種類	単位	機器点検		総合点検		備考
		学校・機動隊	機動隊寮	学校・機動隊	機動隊寮	
1 消火器						
ABC粉末消火器(蓄圧式)	本	121	6	121	6	
(製造より5年経過のもの)		71	4	71	4	
(製造より10年経過のもの)		0	0	0	0	
内部機能点検	本	0	0	26	1	2015×8本 2016×11本 2017×6本 2018×2本
2 屋内消火栓設備						
加圧送水装置(ポンプ)	組	1	0	1	0	
操作盤	面	1	0	1	0	
屋内消火栓ボックス	組	24	0	24	0	
表示灯	灯	24	0	24	0	
呼水装置	組	1	0	1	0	
ホース耐圧試験(総合のみ)	本	0	0	48	0	3年に1回(前回R4年度実施)
放水試験(総合のみ)	式			1	0	
3 自動火災報知設備						
受信機GR型760/1020回線	面	1	0	1	0	
受信機P型1級壁掛型4/10L	面	0	1	0	1	
表示機R型	個	1	0	1	0	
中継器R型	個	10	0	10	0	
差動式スポット型	個	406	29	406	29	
熱アナログ式スポット型	個	119	0	119	0	
定温式スポット型	個	0	71	0	71	
光電式スポット型感知器 アナログ式	個	95	0	95	0	
光電式スポット型感知器	個	0	2	0	2	
炎感知器	個	6	0	6	0	
発信器	個	34	3	34	3	
警報ベル	個	13	3	13	3	
表示灯	灯	34	3	34	3	
常用電源	組	1	1	1	1	
予備電源	組	1	1	1	1	
4 ガス漏れ火災警報設備						
受信機(中継器)	面	1	0	1	0	
ガス漏れ検知機	個	15	0	15	0	
警報装置	個	15	0	15	0	
常用電源※	組	1	0	1	0	
予備電源※	組	1	0	1	0	
5 非常放送設備						
増幅器	台	1	0	1	0	
自火報連動試験	式	1	0	1	0	
スピーカー	個	325	0	325	0	
遠隔操作器	台	1	0	1	0	
常用電源	組	1	0	1	0	
予備電源	組	1	0	1	0	
6 避難器具						
避難梯子(折りたたみ式)	基	2	0	2	0	
7 誘導灯						
誘導灯	灯	117	0	117	0	
誘導標識	枚	2	0	2	0	
常用電源	組	1	0	1	0	
絶縁試験(総合のみ)	式			1	0	
8 パッケージ型消火設備						
薬剤貯蔵容器	個	2	0	2	0	
加圧用窒素ガス	本	2	0	2	0	
ホース・ホース架	本	2	0	2	0	
表示灯	灯	2	0	2	0	
常用電源	組	1	0	1	0	
9 排煙設備						
防災区画壁(防火戸など)	枚	27	0	27	0	
電動機の制御装置※	面	1	0	1	0	
起動装置(煙感知器)	個	28	0	28	0	
起動装置(熱感知器)	個	2	0	2	0	
10 非常電源						
非常電源(自家発電設備)	組	1	0	1	0	実負荷試験
非常電源(蓄電池設備)	組	1	0	1	0	
11 配線						
配線(総合のみ)	式			1		

注1 機器点検は8月と2月に、総合点検は8月に実施

注2 消火器の内部機能点検は、法等に定める真に点検の必要な本数を抽出して点検すること。

注3 ※印は自動火災報知設備のGR型受信機と一体であることを示している。

注4 ホース耐圧試験: 前は令和4年8月に実施しているため、令和7年度は実施予定

別添

令和2年8月31日
大分県警察本部警務部施設装備課

国費契約等の手続における押印等の省略について

この度、契約等の手続において、下記書類への代表者印及び社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 対照となる契約等

国と締結する契約等

- ※ 見積書等の宛先が「大分県警察本部長」となる契約等が対象
(宛先が「大分県知事」となる契約については、対象外)

2 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品書又役務の完了を確認する書面

3 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載

- ※ 確認のため、必要に応じてこちらから記載連絡先に連絡させていただく場合があります。

4 本件取扱開始日

令和2年8月31日以降の調達案件

5 その他

ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

大分県警察本部警務部施設装備課

TEL 097-536-2131 (内線：営繕・施設係2293)